



## 連帯保証人が主たる債務を相続した場合

### ●所得税法64条2項の適用について判断●

所得税法64条2項の保証債務については既に多くの裁判例がありますが、平成5年11月5日静岡地裁は、「連帯保証人が主たる債務を相続」した場合について、初めての判断を示しました。

◎昭和62年9月30日、原告X女の長男がA社から3億7,000万円を借り入れるに際し、原告とその夫甲は連帯保証人となりました。しかし、2週間後に長男が死亡したため、原告と甲はそれぞれ2分の1の割合の相続分により長男の債権債務を相続しました。

その後、夫甲はB社から5億5,000万円を借り入れて、**甲の保証債務の履行として、A社へ借入金残債務3億6,475万円の弁済をしました。**翌年、原告、夫甲、次男の3人は、共有持分及び各自の不動産（相続分も含む）を11億2,450万円で一括譲渡し、甲は譲渡代金のうちからB社へ5億5,000万円弁済しました。

（譲渡代金の内訳は、原告=5億6,225万円 甲=1億8,741万円 次男=3億7,484万円）

原告は、譲渡所得につき、保証債務3億6,475万円のうち2分の1の1億8,237万円について、所得税法64条2項を適用して申告したところ、課税庁はその適用を否認して更正処分をしました。

◎原告は、A社に対して直接債務の弁済をしたわけではないが、夫甲のした保証債務の弁済のうち、2分の1については、①甲と共同の連帯保証人であること、②甲の借入金を弁済するため原告の資産を譲渡したこと等により、原告の保証債務の履行とみるべきであると主張しました。

しかし、裁判所は、所得税法64条2項の趣旨から、資産を譲渡したものがその譲渡代金のうちから保証債務の履行のための現実の出捐を行ったことが必要であるとして、原告の主張を退けました。

また、裁判所は、原告と甲は、それぞれ、従前とのおりA社借入金全額の連帯保証債務を負うとともに、重複して、長男から相続したA社借入金債務の2分の1に当たる部分につき主たる債務を負うことになると判示しました。

その上で、仮に原告の主張を、B社の借入金のうちから、夫甲と原告が保証債務の履行としてA社へ1億8,237万円ずつ弁済し、B社の借入金を返済するために、各資産をそれぞれ譲渡したものであると解したとしても

- ①原告は、主たる債務者に対して求償権を取得することになるが
- ②主たる債務にあたるA社借入金は、相続により原告と甲に各2分の1の割合で承継されているから
- ③原告の主たる債務者に対する求償権は、結局自己を債務者とする債権として成立することになり、混同によって消滅し、求償権を行使することができない場合には当たらないと判断して、所得税法64条の適用は認められませんでした。

.....(資料提供 東京税理士データバンク室)